

奨学生であった皆様へ

2023年12月

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。しかし、最初の引き落としができない方もいます。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度[※]などの仕組みがありますので、今すぐ<日本学生支援機構の相談窓口>に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号をお忘れなく。

[※]第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

もし、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている場合は、特に手続等は必要ありません。

<日本学生支援機構の相談窓口> 電話 0570-666-301

(海外から、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル 03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

釧路短期大学 教務・学生課